

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	7	担当課	畜産課
法令名	家畜改良増殖法	根拠条項	16-1	許認可等の内容	家畜人工授精師の免許
<p>家畜改良増殖法</p> <p>(家畜人工授精師の免許)</p> <p>第16条 家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。</p> <p>2 家畜人工授精師の免許は、農林水産大臣の指定する者又は都道府県が家畜の種類別に行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の課程を終了してその修業試験に合格した者でなければ、与えない。</p> <p>3 家畜人工授精師の免許を与えられた者は、その者が合格した前項の修業試験に係る家畜の種類についてのみ家畜人工授精師として当該免許に係る家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植(家畜体外受精卵の移植を含む。)の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務を行うことができる。</p> <p>4 第2項の規定による指定の申請手続き並びに同項の講習会及び修業試験の実施に関する基準は、農林水産省令で定める。</p> <p>(家畜人工授精師の免許を与えない場合)</p> <p>第17条 成年被後見人又は被保佐人には、前条第1項の許可を与えない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令定めるもの</p> <p>二 麻薬又は大麻の中毒者</p> <p>三 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)種畜法(昭和23年法律第155号)薬事法(昭和35年法律第145号)獣医師法、獣医療法(平成4年法律第46号)若しくは家畜商法(昭和24年法律第208号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者</p> <p>3 都道府県知事は、前条第1項の免許を申請した者について、前項第1号に掲げる者に該当すると認め、同項の規程により免許を与えないこととするときには、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。</p>					